



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

# ちくしの女性センターニュース

2016年  
2月

## 今年は「筑紫野市男女共同参画推進条例」施行10周年！

### 「筑紫野市男女共同参画推進条例」って？

「筑紫野市男女共同参画推進条例」は、筑紫野市の職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、市、市民、事業者等が協働して、男女共同参画をさらに積極的・効果的に推進していくための基本的な考え方や仕組みを定めたものです。（平成17年10月制定、平成18年4月1日施行）この条例が筑紫野市で施行されてから、もうすぐ10年を迎えます。



ところで、私たちをとりまく社会や地域は、この10年でどう変わったのでしょうか？女性も男性もお互いにその人権を尊重しあい、個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会はどこまで実現されているのでしょうか？この10年を「筑紫野市男女共同参画条例」をもとに振り返り、現在残されている課題について考え直してみませんか？

#### 条例の目的（第1条）

筑紫野市は、男女共同参画を推進することにより、性にかかわらず、すべての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。



条例を地域の中で根付かせ、地域の実情に応じた実りあるものへ！

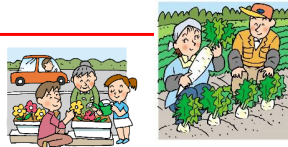
※「筑紫野市男女共同参画推進条例」については、筑紫野市のHPでも公開しています。

#### 基本理念（第3条）

- ①すべての人の人権の尊重
- ②性に関する権利の尊重と生涯にわたる健康の保持
- ③社会における制度又は慣行についての配慮
- ④政策等の立案及び決定過程への男女共同参画
- ⑤家庭生活の活動と他の活動との両立
- ⑥国際的協調

## 団体支援セミナー「条例学習会」開催！

### 『筑紫野市男女共同参画推進条例』学習会 ～条例制定10年を振り返って～



「男女共同参画」とは何なのか、わたしたちの暮らしにこの条例がどうかかわっているのか、一緒に考えてみませんか？条例が制定された10年前を振り返りながら、今わたしたちにできることを学習します。

日時：2月10日(水) 10:00～12:00

場所：筑紫野市生涯学習センター 3階 学習室6

対象：女性情報プラザ利用登録団体の会員、この条例に関心のある方

定員：20名（先着順）

申込・問い合わせ先：男女共同参画推進課 TEL (092) 918-1311



## 女性情報プラザのご案内

- ◎女性情報プラザでは、男女共同参画社会づくりのための活動や団体間の相互交流、情報発信を行っています。
- ◎女性情報プラザでは、男女共同参画や女性問題に関する図書や視聴覚資料を各種取り揃えています。図書はひとり3冊まで2週間借りられます。ビデオやDVDは館内で視聴できます。

利用登録に関しては  
男女共同参画推進課へ

### 「女性情報プラザ利用登録団体連絡会」へ利用登録してみませんか？

※女性情報プラザ（場所は筑紫野市生涯学習センター1階にあります。）では、下記の11団体が登録し、男女共同参画社会づくりのための活動や団体間の相互交流、情報発信を行っています。





#### 「女性情報プラザ利用登録団体連絡会」

- ・筑紫野市翼の会 ・高齢者福祉を考える市民の会 ・ちくしの子ども劇場 ・ちくし教育を考える会
- ・パレエサークルプリマ ・ちくしのエコクラブ ・ちくしのフォーラム ・子ども条例研究会ちくしの
- ・地域ねごサポート会ちくしの ・筑紫野ジイネット ・ちくしのエコライフ （平成28年1月31日現在）

⇒毎月第1水曜日（10時～）に定例会を行っています。

⇒また、27年度の「女性情報プラザ利用登録団体」での取り組みは以下の通りです。

フリマも大盛況！

開催月	平成27年度 女性情報プラザ利用登録団体連絡会 取り組み内容
6月	<b>男女共同参画週間ぶちフェスタ</b> ・団体紹介パネル展示 ・フリーマーケット ・男女共同参画推進課主催講演会への参加 ・講座等団体の取組み（3団体） 
8月	<b>平和の取組み</b> ・写真展と講演会の開催   <p>写真展では二日市保養所を特集し、私たちの考えた課題を「気になる木」で表現してみました。</p>
10月	<b>パープルプラザフェスタ</b> ・男女で取り組むエコテント  <p>初めての取組みで、つくしちゃんも応援に！</p>
1月	「筑紫野市男女共同参画推進条例」についての読み合わせ会
2月	団体支援セミナー「条例学習会」（2/10予定）
3月	男女共同参画週間ぶちフェスタ実行委員会発足（予定）



## 女性センター相談室のご案内

TEL (092) 918-1311

夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）相談は無料です。秘密は守ります。

※面接相談は予約が必要です。法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。



相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 （休館日、祝日除く）
女性弁護士による法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00（1人30分）
女性カウンセラーによる「こころや生き方」の相談	毎月第1・3木曜日 13:30～16:30



<発行>：筑紫野市総務部男女共同参画推進課  
〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3（生涯学習センター内）  
TEL：092-918-1311 FAX：092-923-0416 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp